つくば市 書面規制、押印及び対面規制の見直し基準

1 基本的な考え方

行政手続等(行政機関と個人・企業等が行う手続一般をいう。以下同じ。)及び内部手続(契約などの住民や事業者との間の会計手続を含む。以下同じ。)における書面規制、押印及び対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のみならず、行政手続のデジタル化や業務プロセスの見直し・効率化を図り、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものである。そのため、行政手続等及び内部手続の書面規制、押印及び対面規制の見直しに積極的に取り組むこととする。

2 見直し基準

(1) 国の法令等に基づいて市が実施する行政手続等

国の法令等に基づいて実施する行政手続等については、「印」に関する法令 改正情報や各府省から発出されるガイドライン・通知等の内容を踏まえ、適切 に対応する。

(2) 市が独自に実施する行政手続等

市が独自に実施する行政手続等については、以下の見直し基準に基づき、適切に対応する。

① 押印の見直し(別紙フローチャート参照)

押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。具体的な対応は、押印を求めている根拠条文等に応じ、以下の対応を行う。

押印を求める根拠ごとに手続を分類した上で、求める押印の種類や手続の内容・目的等に鑑み、(a)押印を求める意味、(b)趣旨の合理性、(c)代替手段の可否、の視点から手続を評価して、押印見直しを行うこととし、以下の(i)~(iv)の場合には押印を求めないこととする。

- (i)条例等(条例、執行機関の規則、訓令、要綱その他の規程、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。)の条文、規則等(執行機関の規則、訓令、要綱その他の規程、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。)の様式のいずれにも押印を求める根拠がないものは、押印を求めない。
- (ii) 規則等の様式のみに押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めている など特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さ いと考えられることから押印を求めない。
- (iii) 条例等の条文で押印を求めている手続や、規則等の様式のみに押印欄がある手続であって押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨等に照らして、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情(合理的な理由があって登記印・登録印を求めている等)が認められる手続においても、押印が求められている趣旨に照らして(注1参照)押印を求める合理的理由が認め

られない場合は、押印を求めない。

- (iv) 条例等の条文で押印を求めている手続であって、押印が求められている趣旨に照らして(注1参照)押印を求める合理的理由が認められる場合においても、他の手段(注2参照)により押印が求められる趣旨を代替可能なものは、押印を求めない。
- (注1) 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられるが、特に認印は個人の認証としての効果は乏しいため、押印が求められている趣旨に対する効力が限定的であることに留意する必要がある。詳しくは以下表を確認のこと。

趣旨	留意事項
本人確認	(注2) に示すとおり、本人確認の手法は押印の他
(文書作成者の真正性担保)	にも多数存在し、実印によらない押印は本人確認と
	しての効果は大きくない。
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけ
(証拠としての担保価値)	ではなく手続全体として評価されるものである。

- (注2) 押印が求められている趣旨を代替する手段として、以下のような方法がある。
 - ・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
 - ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出(本人であることの 確認には別途本人確認書類のコピー等の提出を、電子申請システム等の安全な 手段で求めることなどが考えられる。)

- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、 法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の 活用等)
- ・実地調査等の機会における確認
- (注3) 行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

② 署名の見直し

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すこととする。

ア 「署名及び押印」を求めている場合

署名及び押印の両方を求めている手続について、押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、今回の押印の見直しの趣旨に沿うものと考える。また、署名に実質的な意味がないと考えられる場合には、署名も廃止し、記名のみを求めることとする。

イ 「署名又は記名押印(認印可)」を求めている場合

署名、記名押印のうち、いずれか一方の選択制をとっている手続について、 記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢 を狭め、実質的に規制強化となるので、厳しく検証することが求められる。押 印を廃止する場合には、記名押印(認印可)により代替可能とされてきた署名 についても原則として不要と考えられるため、記名のみで足りることとする。

なお、「押印(認印可)」のみを求めている手続について、これに代えて新 たに署名を求めることは規制強化となり、原則として認められないものとす る。

ただし、改めて手続の性質、実情等に即して検討し、署名を求める実質的な必要性がある場合には、申請者の負担増も考慮したうえで、例外的に「署名又は記名押印」を存続することは認められるものとする。

ウ 「署名」を求めている場合(記名押印不可)

署名に実質的な意味がないと考えられる場合には、署名を廃止し、記名の みを求めることとする。

【委任状、同意書、誓約書等について】

委任状、同意書、誓約書等については、原則は押印廃止とする。

ただし、本人の意思確認を強く求める場合には、記名押印又は署名(選択制) 求めることも可とする。

また、従来から署名のみ(記名押印不可)を求めているものについては、署名 に実質的な意味がある場合には、署名を存続することを可とする。

③ 書面主義の見直し

ア オンライン手続が提供されている行政手続等について

- (ア) オンライン手続の周知を図り、利用を促進する。
- (イ)入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化・ワンストップ化、入力支援機能の充実等の見直しを行い、オンライン利用率の引上げを図る。

イ オンライン手続が提供されていない

電子申請・届出システム等によるオンライン手続ができないか早急に検討する。その際には、真に利用者に使われる手続となるよう、利用者目線に立った 効率的な仕組みとなるよう検討する。

④ 対面手続の見直し

慣行等として行われている対面による窓口対応、打合せ、立会い、講習、その他の対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

(3) 内部手続の押印見直し

内部手続も行政手続等における押印見直しの判断基準(別紙フローチャート 参照)に基づき、押印の必要性を再評価する。

① 庁内の部署間で完結する書類(例:借用願や同意書等)

手続が継続的な関係の中で行なわれる場合には、イントラネット上で送受信することで本人確認が可能であり、押印を求める必要性が低いため、原則的に

押印を廃止する。

- ② 関係機関(共済組合等)へ送付する書類(例:助成金請求書等) 相手方が特定されている場合は、押印の目的及び趣旨に照らし、押印を存続 する必要性があるか検討すること。
- ③ 人事関係(例:旅行命令票や時間外勤務命令簿等)
 - 国・都道府県の法令や外部の機関により押印が求められている手続について は、当該機関の対応に従うこと。
 - つくば市の例規に押印根拠がある場合は、押印見直しの判断基準フローチャートに基づきその要否を検討する。
- ④ 会計手続

ア 契約書

P9【公印の押印が必要なもの】と同様の理由から、押印を存続する。

イ 見積書

入札及び見積合わせ等の際に業者から提出される入札書(見積書)については、契約規則により押印を求めている。こちらについては、業務の性質上、 書類の真正性が強く要求されることから、当面の間押印を存続する。

市が設計等の参考にする見積書(参考見積)については、押印を必要とする規程等がないことから、国の方針に準じ、廃止の方向で検討する。

ウ 請求書

支出根拠書類としての請求書の押印見直しにかかる対応については、今般の国の取組に準じると、ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応や利用アドレス登録を行なった e メールによる書類の提出等により行うことが想定される。

しかし、現状の会計処理は紙決裁のため、押印を廃止し、オンラインによる請求書の提出を進めると、かえって事務処理が煩雑になるおそれがあることから、当面の間押印を存続するが、今後、会計伝票の電子化が進んだ段

階で再度検討することとする。

(4) 市から市民等に対して発出する文書への公印の見直し

公印の見直しについては、国からのガイドラインや基準が確定していないこと から、現時点では全庁的な見直しは実施しない。

しかし、令和2年(2020年)9月9日付け2総第424号で通知したとおり、事務の効率化のため、電子決裁及び電子公印(印影印刷)を積極的に活用すること。なお、電子公印(印影印刷)の使用は、市長印に限る点に留意する。

【電子公印】

電子公印が利用出来る文書の範囲は、

- (1) 電子公印を使用するリスクを考慮した上で、押印の代わりに電子公印を使用すると担当課が判断したもの
- (2) 文書管理システム内(「通知文」機能)で作成可能な文書
- ※ 図表入り文書や公印押印の位置が右上以外の文書については、文書管理システムが対応していないため、利用できない。

【公印省略】

対内文書※1 や軽易な文書※2 及び公印を調製していない発信者名を使用する文書は、起案文書に「公印省略」を記録して、押印を省略することができる。(つくば市行政文書管理規程第39条)。

電子書庫の「文書事務の手引き図表集(図表 12)」に公印を省略できるものの例を掲載しているので、参照の上、各課で判断すること。

※1「対内文書」とは、市の組織(附属機関を含む。)相互の文書をいう。

したがって、課相互の文書や附属機関との文書は、重要な文書を除き、 公印を省略することができる。

※2「軽易な文書」とは、相手方に対して、後に疑義が生じるおそれがない 通知(「お知らせ」など、相手方が見る見ないことによる影響がないも の)をいう。

☆参考 公印省略の表示方法



【公印の押印が必要なもの】

ア 国、都道府県、独立行政法人、外郭団体等への文書

国・都道府県や外部の機関により公印押印が求められている手続については、 原則的に押印を継続するが、その必要性については都度検討し、相手との協議 の上、不要と判断されるものについては廃止する。

イ 契約書、覚書、協定等

地方自治法第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき、「契約書」を作成する場合においては、契約の相手方とともに、「契約書」に記名押印しなければ当該契約は確定されないこととされている。

ウ 委嘱状、表彰状等

根拠法令がない場合でも、慣例的に公印押印の必然性が高いと考えられるものは、押印を継続する。

3 条例・規則等の改正時期

上記の観点による精査の結果を踏まえ、条例・規則等に基づくものは、速やか に改正することを検討する。また、国の法令等に基づく行政手続等は各府省の対 応にあわせるとともに、市の要綱等に基づくものは、速やかに改正することを検 討する。